



パットワールド® PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 111 2014年2月24日

フランス領ポリネシアにおける商標権の保護

フランス領ポリネシアにおける商標権の保護の現況は以下の通りです。

- * 2004年3月2日まで出願又は更新されたフランス商標は自動的にフランス領ポリネシアで保護される。
- * 2004年3月3日から2014年1月31日の間に出願又は更新されたフランス商標については、ポリネシア経済局に確認登録申請を行わなければならない。確認登録申請の期限は2023年9月1日までである。現地費用は公費を含めて300ユーロ(約¥44,000)である。確認登録申請には委任状が必要である。
- * 2014年2月1日以降に出願又は更新されたフランス商標については、フランス領ポリネシアへの拡張申請をしなければならない。拡張申請に要する現地費用は公費を含めて130ユーロ(約¥19,000)である。かかる拡張申請は商標出願時又は更新時に行わなければならない。

尚、確認登録を行った登録でも次回の更新時には拡張申請が必要です。

フランス領ポリネシア単独の商標登録申請はできないことをお知らせします。

以上

(情報提供: INLEX)